

ながの協働ねっと
2019 年度通常総会
— 議 案 書 —

2019年7月11日（木）16:30～18:30
もんぜんぷら座会議室303

ながの協働ねっと 設立趣意書

<キャッチフレーズ>

「ながのの未来を創る、皆さんの新しいコミュニティです。」

<ミッション>

市民の自主性が活かされ、NPOが活躍する地域、多様な人々が結び合い、共に生きる未来志向の新しいコミュニティを創る

1 設立までの経過

市民公益活動センター（現・市民協働サポートセンター）設立から10年、「長野市にNPOのネットワークが欲しい！」という声が高まっていました。

設立の背景として、一つは24年4月より発起メンバーのNPO法人が毎月長野市民新聞「市民とNPOのひろば」編集委員会を開催してきたことです。交流が深まり、運営の悩みや地域問題を議論する場ができました。二つ目はセンター主催「NPOカフェまんまる」の交流がきっかけで市民や企業経営者らとの協働事業「忍者をふやそう大作戦」「食育劇団ええ～っこ」が生まれてきたこと。三つ目は25年7月に開催したセンター10周年記念フォーラム開催を通して協働することの大切さを実感したことです。NPOの中からネットワーク設立を訴える声があがり、25年11月から10回に渡って検討を重ね、設立に至りました。

2 設立趣旨

ながの協働ねっとは「ながのの未来を創る、みんなの新しいコミュニティ」です。NPOがコーディネート役となって、NPO同士はもちろん、市民・企業・行政・起業家ら多様な方が集います。そして、市民が自主的につながり、未来志向で議論し、共に地域・社会の課題解決に向けた事業を企画実行することで、新しいコミュニティがここ長野に育つことを目指します。

具体的には二本の柱をミッションにしています。一本目は「NPOの自立と成長、ネットワークの拡大」として、定期的な交流会や相互支援プロジェクトを考えています。二本目は「NPOと市民・地縁団体・企業・社会起業家・行政との対話交流の促進と協働の創出」として、テーマを決めた交流会の開催や企業見学、商品・サービスの協働開発、プレゼンの場の設定などをニーズに合わせて企画する予定です。

平成26年7月11日

長野市新田町1485-1

ながの協働ねっと

(長野市市民協働サポートセンター)

ながの協働ねっと
— 2019 年度通常総会次第 —

1 開 会

2 議長選出

3 審議事項

第 1 号議案 規約改正について

第 2 号議案 平成 30 年度事業報告の承認について

第 3 号議案 平成 30 年度決算報告の承認について

第 4 号議案 平成 30 年度監査報告の承認について

第 5 号議案 2019 年度事業計画の承認について

第 6 号議案 2019 年度予算の承認について

第 7 号議案 総辞職による改選・事務局長の選任について

4 その他

会員ミーティングについて

情報ツールの見直しと使い方について

5 閉 会

【第1号議案】

ながの協働ねっと規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ながの協働ねっと という。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 この会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この会はながのエリア（長野市及び周辺市町村）において、NPOとNPO、NPOと市民・地縁団体・企業・社会的起業家・行政等との対話、交流を促進し、社会・地域課題の解決に向けた独創的で発展的な協働を創出する。このことを通じて、市民の自主性が活かされNPOが活躍する地域社会を実現し、多様な人々が結び合い共に生きる未来志向の新しいコミュニティを創ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 NPOとNPOの対話・交流、相互支援に関する事業
 - 二 NPOのネットワークの拡大に関する事業
 - 三 NPOと市民・地縁団体・企業・社会的起業家・行政等（以下「協働先」という。）の対話・交流に関する事業
 - 四 NPOと協働先との協働の創出に関する事業
- 2 この会は、多様な主体が協働して地域課題の解決に向けて取り組む協働プロジェクトを設置することができる。
- 3 プロジェクトにおいて地域課題を共有し、課題解決に向けた協働事業等の検討や基礎調査等を実施する。また、検討の結果に基づき、協働事業等を実施する。
- 4 プロジェクトは、NPO及び協働先で構成し、可能な限り幅広く多様な主体が当事者として参画するよう呼び掛ける。

第2章 会員等

(会員)

第5条 会の会員は、次の2種とする。

- 一 正会員 この会の目的に賛同して入会した団体
- 二 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した団体及び個人

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき
- 二 会員である団体が消滅し、又は本人が死亡したとき
- 三 継続して2年以上会費を滞納したとき
- 四 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款等に違反したとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第11条 この会に次の役員を置く。

- 一 理事 4名以上
 - 二 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。
- 3 理事及び監事は、正会員である団体の代表者又は代表者があらかじめ指名した者の中から、総会において専任する。
- 4 代表及び副代表は、理事の互選とする。
- 5 監事は、理事を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第12条 代表は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、会務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 会の業務執務及び会計の状況を監査すること。
 - 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

- 第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この会が設立された当初の役員の任期については、設立総会の日から翌年3月31日までとする。
 - 3 第一号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
 - 4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(任期満了又は辞任の場合)

- 第14条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第15条 この会は、役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別等)

- 第16条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会は、正会員をもって構成する。
 - 3 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。
 - 4 通常総会は、代表が招集するものとする。
 - 5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 第12条第4項第三号の規程により監事が招集したとき。
 - 三 その他代表が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第17条 前条第5項第一号の規程により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第18条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第20条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第19条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 事業報告及び活動決算に関すること。
- 二 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他、会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第20条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 規約の変更
- 二 会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第21条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は電子メール若しくは代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面又は電子メールは、総会の開催の日の前日までに会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を会に提出しなければならない。

4 第18条第1項及び第4項並びに第20条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 開催日時及び場所
 - 二 会員現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数
 - 三 議案
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 理事会

(構成等)

- 第23条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会の議長は、代表がこれに当たる。
 - 3 理事会は、代表が招集する。
 - 4 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 代表が必要と認めたとき。
 - 二 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第24条 代表は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議決方法等)

- 第25条 理事は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 2 理事会における議決事項は、前条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権能)

- 第26条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 一 総会に付議すべき事項
 - 二 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第6章 事務局等

(事務局)

第27条 総会及び理事会の決定に基づきこの会の業務を執行するため、事務局を置く。
2 事務局は代表が任命したものを持って組織する。

(書類及び帳簿)

第28条 この会は、第2条第1項の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 規約等
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収益及び費用に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第29条 この会の事業年度は、3月1日に始まり、翌年2月28日に終わる。ただし、会が設立された当初の事業年度については、設立総会の日から翌年3月31日までとする。

第7章 会計

(経費)

第30条 この会の経費は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 財産、事業からの収益
- 四 その他の収益

(監査等)

第31条 代表は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催日の前日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 事業報告書
 - 二 活動決算書
 - 三 財産目録
 - 四 その他、前一から三号に付帯する領収書等の証拠書類
- 2 監事は、前項各号の書類を受領した時は、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告しなければならない。
- 3 代表は、第1項各号の書類及び監事が作成した監査報告書について、総会に提出し、承認を得た後、これを第2条第1項の事務所に備え付けなければならない。

第8章 解散

(会が解散した場合の地位承継)

第32条 この会を解散した場合には、解散の総会において決定した者にその地位を承継する。

(会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 この会を解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産がある場合には、解散の総会において決定した者に帰属する。

第9章 雜則

(細則)

第34条 この規約に定めるもののほか、この会の事務の運営上必要な事項は、代表が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年7月11日から施行する。
- 2 この規約は、平成30年7月12日から施行する。
- 3 この規約は、2019年7月11日から施行する。
- 4 会の設立当初の会費は第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 3000円

(2) 賛助会員 団体 1口 1000円
個人 1口 1000円

【第2号議案】

平成30年度 ながの協働ねっと事業報告書

《各事業》

1 NPOの対話・交流、相互支援に関する事業

(1) 「NPOの語り場」などの開催

- ・「TALK&TALK 大交流会」

4月8日 <33名出席>

- ・「TALK&TALK 新年会」

1月19日 <17名出席>

(2) 相互支援のきっかけづくり

特になし

2 NPOのネットワークの拡大に関する事業

(1) 会員の拡大、協働プロジェクト等の検討・実施

- ・各プロジェクト参画団体に対して、団体の趣旨を説明

3 NPOと協働先（市民・地縁団体・企業・社会的起業家・行政等）の対話・交流に関する事業

(1) 協働先との交流会等の開催

- ・各プロジェクトの中で実施

(2) 大きな協働プロジェクトの開催

- ・「地域まるごとキャンパス」の検討・実施

(3) オンラインコミュニティの運営

- ・メーリングリストやフェイスブックを活用して、オンライン上で様々な方々との情報交換をおこない、ネットワークの拡大を図った

- ・メール、フェイスブックを併用しながら、会員への情報提供を行った

- ・プロジェクト事業ごと、フェイスブック上でページを立ち上げ、周知を図った

(4) NPOと企業、行政、地縁団体、市民の交流

① 企業との交流

「エイリアンミーツ」の開催

6月11日（月） ソーシャルビジネス勉強会<40名参加>

② 行政との交流

特になし

(5) NPOインフォメーションのまちなかへの設置検討

特になし

4 NPOと協働先との協働の創出に関する事業

4つの協働プロジェクトの設置及び運営を行った。会員団体のメンバーがリーダーシップを発揮し、協働先とのコーディネートを行った。市民協働サポートセンターが事務局を担当し、プロジェクトの事業運営・組織化・資金調達面でのサポートをした。

(プロジェクト別事業の概要については別途報告)

<協働プロジェクト別>

(1) 市民とNPOのひろば編集委員会

- ① 毎月第1火曜日長野市民新聞に、市民協働サポートセンターから情報提供を受け、NPOのイベント情報を掲載した
(イベント情報約200 取材記事31)
- ② 正月号では、平成30年12月に開催された「NPO法成立20周年記念フォーラム」を特集。2ページにわたり掲載
- ③ 計11回の編集委員会を開催

(2) 信州発！一杯の味噌汁プロジェクト／食育劇団ええ～っこ

<信州発！一杯の味噌汁プロジェクト>

- ① 「味噌」をテーマとする交流・学習の促進に関する活動
食育等に関心のある市民間の交流会、学習会の企画・運営

ア 「みそフェスタ2018 in 善光寺」の開催

11月10日（土）／善光寺 大勧進

<600名参加>

第4回目（善光寺大勧進では3回目）の開催。「味噌」というキーワードで、様々な企業・NPO・市民ボランティアが集い、それぞれの持ち味を生かした役割を担いながら協働し、継続に向け組織体制の強化を図れた。また、県内外多方面からの反響が大きく。

イ 「みそボールちゃん体験ワークショップ」の実施

実施回数／全5回

8月8日 恵愛学園

9月8日 加茂小学校

10月17日 小布施栗ヶ丘小学校（教育研修会）

11月16日～18日 発酵サミット

2月17日 パパママ教室（千曲市）

<食育劇団ええ～っこ>

- ② 創作劇、民族芸能等を通じての食育の推進に関する活動

ア 「みそフェスタ2018 in 善光寺」イベントへの参加

食育劇団ええ～っこ第6回公演「ぽんぽこ味噌騒動記」

11月10日（土）／善光寺 大勧進 紫雲閣

(3) ながの忍者をふやそう大作戦

- ① 「五つのつとめ」に励む「忍者」をふやす活動

「五つのつとめ」を励行するとともに、お互いが情報交換・交流を行うことができるよう、人類・未来のために生きる「忍者隊」を募集する

- ② 多世代交流活動

老若男女が世代を超えて参加・交流し、忍者としての「元気」、「生きがい」、「笑顔」、「感動」を感じる行事、祭りを開催

ア 「新春！忍者フェスタ」

- 開催なし
- イ 「忍者体験ワークショップ」の実施
5月13日 グリーンシティフェスタ
6月24日（日）ハピスポひろば
- ③ ボランティア・寄付活動
- 忍者として、未来のために先頭に立ってボランティアや寄付活動を行う
- ア 忍者グッズ販売
Tシャツなどの寄付つき商品の販売
<売り上げ 2,500円>
- イ ハート手裏剣寄付の募集及び寄付
忍者グッズ及びイベント出店の収益金を原資として、長野地域でこどもを対象に活動する団体に対して公募による寄付を行う
<今年度の寄付実績／総額 20,000円>
・遊ばーず 10,000円
・ケ・セラ・セラ 10,000円
- ※ 今後の方針について検討のため活動縮小
- (4) 権堂〇〇フェスタ
- ・「権堂〇〇フェスタ ヒューマンライブラリー」
権堂商店街協同組合主催「キッズフェスティバル in ごんどう」と同時開催
地域まるごとキャンパス・ユースリーチとの連携で学生実行委員が企画の段階から参画し、当日の運営も学生のボランティアが多数活躍。
10月8日（月）権堂アーケード内店舗等にて
<390名参加>
 - ・事業のユースリーチへの移行検討
上記の通り、核となれる学生の存在があったことから、学生主体の活動となるようにサポート、翌年度からのコミュニティづくりを行った。
- ★長野県男女共同参画課 「人権尊重社会づくり県民支援事業」活用

- (5) 地域まるごとキャンパス<大きな協働プロジェクト>
- 高校生以上の学生の中に、地域・社会づくりの担い手となりうる「市民性」を育むフィールドづくりを、NPOの力で実現させる
- ・ 協働による「学び、体験、参加」のプログラム開発
一年を5期に分け、それぞれに活動フィールド募集→フィールド検討会→活動者募集を行った。
活動フィールド募集については、ながの協働ねっと会員団体だけでなく、他の関係団体からも広く募集した結果、45事業のフィールド提案があり、内35事業をフィールドとして採択した。フィールド検討会では、採択の可否だけでなく、学生の参加を促せるプログラムアイディアをフィールドごと出し合った。
 - 活動者募集については、一般募集説明会に合わせ各学校での募集説明会

を実施。申込サイトを立ち上げ、若者が利用するLINE@やインスタグラムを活用し周知を図った結果、190名の学生から申し込みがあり、内154名の学生が実際に各フィールド活動に参加した。

第1期【提案数 14フィールド／採択数 10フィールド】

活動フィールド募集 4/8～4/23

フィールド検討委員会 4/24（火）10:30～13:00

活動者募集 4/25～

第2期 5/17～【提案数 1フィールド／採択数 1フィールド】

活動フィールド募集 4/24～5/9

フィールド検討委員会 5/17（木）16:00～18:00

第3期 6/20～【提案数 7フィールド／採択数 7フィールド】

活動フィールド募集 5/10～6/13

フィールド検討委員会 6/14（木）10:00～12:00

第4期 7/20～【提案数 20フィールド／採択数 14フィールド】

活動フィールド募集 6/14～7/13

フィールド検討委員会 7/13（金）13:30～15:30

第5期 9/20～【提案数 3フィールド／採択数 3フィールド】

活動フィールド募集 7/14～9/13

フィールド検討委員会 9/14（金）10:30～12:30

活動者募集説明会 5/17（木）・ 5/29（火）・ 6/11（月）・ 6/29（金）

7/4（水）・ 7/13（金）・ 7/25（水）・ 8/10（金）

10/18（木）

・高校生・学生×地域に関するフォーラム開催

各フィールドに積極的に関わってくれた学生4名が、フォーラム準備会にスタッフとして参画。

準備会① 11/5（月）17:00～19:00

準備会② 11/29（木）18:00～20:00

準備会③ 1/9（水）18:00～19:00

タイトル「意識高い系」から『意識高いヤツ』に！

2/8（金）17:30～20:00

権堂イーストプラザ・市民交流センター

<56名参加（内、学生40名）>

★赤い羽根共同募金県域社会福祉団体配分事業

・ろうきん安心社会づくり助成金 活用

活動実績が複数のマスメディアに取り上げられたことで、行政機関や学校からの連絡があり、次年度につながった。

初回のため、さまざまな課題があったが、今後継続する中で改善を検討する。

【第3号議案】

平成30年度 決算書<総括用>

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ながの協働ねっと

(単位：円)

区分	一般会計	特別会計① 市民とNPO のひろば編集 委員会	特別会計② ながの忍者を ふやそう大作 戦	特別会計③ 権堂 ○○フェスタ	特別会計④ 地域まるごと キャンパス	計
前期繰越正味財産額	264,461	15,887	184,830	0	0	465,178
経常収益	239,602		42,800	260,666	905,097	543,068
経常費用	253,553	15,887	30,701	260,666	905,097	560,807
当期正味財産増減額	▲ 13,951	▲ 15,887	12,099	0	0	▲ 17,739
次期繰越正味財産額	250,510	0	196,929	0	0	447,439

平成30年度 ながの協働ねっと 一般会計 決算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

ながの協働ねっと

(単位 : 円)

科 目	決算額	備 考
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	93,000	
個人会員受取会費	2,000	
2 受取寄付		
3 事業収益		
交流会等参加会費	133,500	Talk&Talk
4 雑収入		
NPO夢バンクより出資金戻り	10,000	
団体備品外部貸出	1,000	
特別会計から繰入金	100	まるごとキャンパス口座開設立替分
口座利息	2	本会計とまるごとキャンパス口座
経常収益合計	239,602	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
プロジェクト事業繰出金	99,712	信州発!一杯のみぞ汁プロジェクト 15,000円 権堂○○フェスタ 49,832円 地域まるごとキャンパス 34,880円
会議費	133,735	Talk&Talk 会場費飲食代等
印刷製本費	110	エイリアンミーツ資料印刷代
参加費	5,000	B-sipNAGANO会議出席(山室)
理事会参加交通費	9,780	(@500×7回=3,500円) 三田 (@400×7回=2,800円) 飯島 (@232×6回=1,392円) 亀垣 (@348×6回=2,088円) 藤牧
その他経費合計	248,337	
事業費合計	248,337	
2 管理費		
(1) その他経費		
諸会費	5,000	地域づくりネットワーク(長野・東京)
雑費	108	文房具等
支払手数料	108	地域づくりネットワーク会費振込
その他経費合計	5,216	
管理費合計	5,216	
経常費用合計	253,553	
当期経常増減額	△ 13,951	
前期繰越額合計	264,461	
次年度繰越合計	250,510	

平成30年度 特別会計①「市民とNPOのひろば」編集委員会
決算書

平成30年4月1日から31年3月31日まで

ながの協働ねっと
(単位:円)

科 目	30年度 予算額	備 考
I 経常収益		
経常収益合計	0	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
協賛金	15,887	長野県NPOセンター会計に移行のため
その他経費合計	15,887	
事業費合計	15,887	
経常費用合計	15,887	
当期経常増減額	△ 15,887	

平成30年度 特別会計②ながの忍者をふやそう大作戦 決算書

平成30年4月1日から31年3月31日まで

ながの協働ねっと

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
I 経常収益		
1 受取寄付金 受取協賛金 受取寄付金		
2 受取助成金等 受取助成金		
3 事業収益 (1) 多世代交流活動 受取参加費	30,000	グリーンシティーライオンズより出展経費として
(2) ボランティア・寄付活動 忍者グッズ売り上げ	12,800	ハピ☆ズ☆ひろば出展 10,300円 忍者Tシャツ売上@2,500×1 2,500円
4 雑収入 一般会計繰入金		
経常収益合計	42,800	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
印刷製本費 消耗品費	10,701	忍者をふやそう大作戦 (ペント材料費) 324円 忍者をふやそう大作戦 (ペント材料費) 1,851円 忍者をふやそう大作戦 (ペント材料費) 1,205円 忍者をふやそう大作戦 (ペント材料費) 889円 忍者をふやそう大作戦 (ペント材料費) 6,000円 忍者をふやそう大作戦 (ペント材料費) 432円
支払寄付金	20,000	
その他経費合計	30,701	
事業費合計	30,701	
経常費用合計	30,701	
当期経常増減額	12,099	
前期繰越正味財産額	184,830	
次期繰越正味財産額	196,929	

平成30年度 特別会計③：権堂○○フェスタ 決算書

平成30年4月1日から31年3月31日まで

ながの協働ねっと

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
I 経常収益		
1 受取寄付金		
受取協賛金	76,000	主に会場となった店舗等から
受取寄付金	15,834	個人及び当日交流会にて
2 受取助成金等		
受取助成金	119,000	長野県人権男女共同参画課補助金
3 雑収入		
繰り入れ金	49,832	本会計から繰り入れ
経常収益合計	260,666	
II 経常費用		
1 事業費		
諸謝金	30,937	本役への謝礼等
印刷製本費	105,000	チラシ・ポスター・当日配布資料等デザインと印刷
備品購入費		
消耗品費	24,000	会議資料等
会場費	60,000	ヒューマンライブラリー会場代
雑費	21,891	ボランティア弁当代・お茶代等
保険料	560	ボランティア行事用保険
通信費	898	後援依頼郵送費
旅費・交通費	17,380	実行委員交通費
事業費合計	260,666	
2 その他		
その他合計	0	
事業費合計	260,666	
その他合計	0	
経常費用合計	260,666	
当期経常増減額	0	
前期繰越正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	0	

平成30年度 特別会計④：地域まるごとキャンパス 決算書

平成30年4月1日から31年3月31日まで

ながの協働ねっと

(単位：円)

科 目	決算額	備 考
I 経常収益		
1 受取寄付金		
2 受取助成金等		
受取助成金	730,000	赤い羽根共同募金430,000 ろうきん安心社会づくり助成金300,000
3 雑収入		
本会計からの繰り入れ	34,880	
NPOセンターからの負担金収入	140,217	
経常収益合計	905,097	
II 経常費用		
1 事業費		
諸謝金	253,000	プログラム開発 85,000円 検討委員会 @2,000×24 48,000円 パネリスト4名 80,000円 学生コーディネーター4名 40,000円 kintoneチーム応援ライセンス 10,692円 WEBページ作成 145,800円
委託費	238,638	インスタグラムほか広告キャンペーン 33,546円 フォームクリエイター@5,400円×9か月 48,600円
印刷製本費	395,718	まるごとキャンパスチラシ制作 287,945円 ポスター制作 43,200円
支払手数料	4,428	フォーラム資料印刷ほか 64,573円 振込手数料
使用料	7,073	会場費
交通費	6,240	学生コーディネーター交通費
事業費合計	905,097	
2 その他		
繰り出し金		
その他合計	0	
事業費合計	905,097	
その他合計	0	
経常費用合計	905,097	
当期経常増減額	0	
前期繰越正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	0	

【第5号議案】

平成31年度 ながの協働ねっと事業計画

《各事業》

1 NPOの対話・交流、相互支援に関する事業

- (1) 「TALK&TALK」の開催
 - ・研修等に合わせて2回開催予定
- (2) 相互支援のきっかけづくり
 - ・市民とNPOのひろば編集委員会・研修等を活用して実施
- (3) オンラインコミュニティの運営
 - ・メーリングリスト(新規に作成)やfacebook等を活用しての情報交換

2 NPOのネットワークの拡大に関する事業

- (1) 会員の拡大・広報の強化
 - ・長野市ながのまちづくり活動補助金の交付団体に対する勧誘活動
 - ・千曲市のまちづくり団体に対する勧誘活動
 - ・多様な分野の活動団体、長期に活動しているNPO法人に対する勧誘活動
 - ・市民協働サポートセンターをはじめとする他の公式ページとの連携、公式ホームページ・facebookページ「ながの協働ねっと」を立ち上げ、外部に向けての発信も強化する
- (2) 協働プロジェクト等の検討・実施
 - ・会員だけでなく、会員外団体からの提案による協働プロジェクトも検討する。それにより会員拡大を図る

3 NPOと協働先（市民・地縁団体・企業・社会的起業家・行政等）の対話・交流に関する事業

- (1) 協働先との交流会等の開催
 - ・新年交流会
 - NPO、企業家、行政職員等の幅広い参加者による開催する。
- (2) NPOと企業、行政、地縁団体、市民の交流
 - ① 企業との交流
 - ・「エイリアンミーツ」の開催
 - 年間を通じて「SDGs」をテーマにした勉強会開催
 - ・企業見学・訪問・意見交換会の開催
 - ② 行政との交流
 - ・市の出前講座を活用した勉強会の開催し、対話の場へと広げる取り組みとする。
- (3) 協働に関する研修
 - 10月24日(木)IIHOE川北秀人さんの協働研修会を市民協働サポートセンターが主催、県社協・NPOセンターが共催、同日助成金に関する勉強会をこどもの城いきいきプロジェクトとNPOセンターが共催にて開催するため、協働ねっとも共催団体となり、会員が学びあう1日とする。

4 NPOと協働先との協働の創出に関する事業

(1) 市民とNPOのひろば編集委員会

- ① 市民協働サポートセンターと連携してイベント情報の収集を行い、取材編集を行う <編集委員会を毎月1回開催>
- ② ナガクルによる記事の情報発信を行う
- ③ 編集委員の強化

(2) 食育劇団ええ～っこ

創作劇、民族芸能等を通じての食育の推進に関する活動

- ① オリジナルパペット劇を創作して上演する

(3) ながの忍者をふやそう大作戦

1年間活動休止したが、今年度からは協働ねっととのファンドレイジングプロジェクトとして、活動の趣旨・内容から議論を進める。プロジェクト名は継承する。

(4) 地域まるごとキャンパス

NPOの活動フィールドと学生をつなぐ、学生の学び・体験・参加を支えるプロジェクト

ア NPO活動フィールド募集(目標40フィールド)

第1期／3月15日～3月31日

第2期／4月21日～5月31日

第3期／8月中旬締め切り

イ 学生（活動者）募集

4月21日（水）～2020年2月29日

ウ 学生（活動者）活動期間

4月27日～2020年3月31日

エ 長野若者大集合！（仮称）ユースリーチ・地域まるごとキャンパス報告会 12月開催（日程未定）

【第6号議案】

2019年度 予算書<総括用>

平成31年4月1日から令和2年2月28日まで

ながの協働ねっと

(単位:円)

区分	一般会計	特別会計① ながの忍者をふ やそ 大作戦	特別会計② 地域まるごと キャンパス	計
前期繰越正味財産額	250,510	166,929	0	417,439
経常収益	110,000	22,000	395,800	527,800
経常費用	47,000	100,000	395,800	542,800
当期正味財産増減額	63,000	△ 78,000	0	△ 15,000
次期繰越正味財産額	313,510	88,929	0	402,439

2019年度 一般会計 予算書

平成31年4月 1日から令和2年2月28日まで

ながの協働ねっと

(単位:円)

科 目	予算額	備 考
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	105,000	3,000円×35団体(現在32)
個人賛助会員受取会費	5,000	1,000円×5名(現在2)
2 受取寄付金		
受取寄付金		
3 受取助成金等		
受取助成金		
4 事業収益		
受取参加費		
5 雑収入		
雑収益		
経常収益合計	110,000	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
諸謝金		
印刷製本費		
旅費交通費		
使用料		
通信運搬費		
消耗品費		
賃借料		
保険料		
支払手数料		
プロジェクト事業等繰出金	15,000	地域まるごとキャンパス
その他経費合計	15,000	
事業費合計	15,000	
2 管理費		
(1) その他経費		
印刷製本費	5,000	事務局印刷機使用料
旅費交通費	20,000	理事会参加旅費
使用料		
通信運搬費		
消耗品費		
保険料		
諸会費	2,000	やまびこネットワーク会費
支払手数料		
雜費	5,000	
その他経費合計	32,000	
管理費合計	32,000	
経常費用合計	47,000	
当期経常増減額	63,000	

2019年度 特別会計①：ながの忍者をふやそう大作戦 予算書
 平成31年4月1日から令和2年2月28日まで

ながの協働ねっと
 (単位：円)

科 目	予算額	備 考
I 経常収益		
1 受取寄付金		
受取協賛金		
受取寄付金		
2 受取助成金等		
受取助成金		
3 事業収益		
(1) 多世代交流活動		
受取参加費		
(2) ボランティア・寄付活動		
忍者グッズ売り上げ	22,000	残数(Tシャツ 15枚・バッグ2・バッジ3)
4 雑収入		
一般会計からの繰入金		
経常収益合計	22,000	
II 経常費用		
I 事業費		
(1) その他経費		
忍者Tシャツ仕入原価		
印刷製本費		
消耗品費		
保険料		
支払寄付金	50,000	ハート手裏剣寄付
	50,000	地域まるごとキャンパスへ
その他経費合計	100,000	
事業費合計	100,000	
経常費用合計	100,000	
当期経常増減額	△ 78,000	

2019年度 特別会計②：地域まるごとキャンパス実行委員会 予算書

平成31年4月1日から令和2年2月28日まで

ながの協働ねっと
(単位：円)

科 目	予算額	備 考
I 経常収益		
1 受取寄付金		
受取協賛金	52,000	一般協賛・フィールド提案団体から
受取寄付金	31,800	長野県NPOセンター
2 受取助成金等		
受取配分金	247,000	共同募金配分事業
3 雑収入		
一般会計繰入金	15,000	プロジェクト割当金
忍者をふやそうから	50,000	ハート手裏剣寄付
経常収益合計	395,800	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
謝礼費	192,000	プログラム開発費 @5,000×30企画(理事団体は助成対象外) プログラム検討委員会参加謝礼 @2,000×3回×7名
デザイン費	130,800	ポータルサイト管理費 10,800円 プログラム集デザイン費1206,000円
印刷・製本費	68,000	プログラム集印刷費 6,000円(2500部)×3回 報告書印刷費(A3カラー4P) @100円×300部 会議等資料印刷費 20,000円
雑費	5,000	通信費等
その他経費合計	395,800	
事業費合計	395,800	
経常費用合計	395,800	
当期経常増減額	0	

【第7号議案】

役員選任案

区分	役員名	所属団体	任期
代表理事	三田 今朝光	NPO法人松代のまちと心を育てる会	2019年7月11日から 2021年2月末日まで
副代表理事	飯島 美香	NPO法人食育体験教室コラボ	2019年7月11日から 2021年2月末日まで
理事	小笠原 憲子	NPO法人こどもの城いきいきプロジェクト	2019年7月11日から 2021年2月末日まで
理事	山田 千代子	NPO法人長野県NPOセンター	2019年7月11日から 2021年2月末日まで
理事	藤牧 敏子	NPO法人スポーツコミュニティクラブ東北	2019年7月11日から 2021年2月末日まで
理事	川崎 昭仁	NPO法人ヒューマンネットながの	2019年7月11日から 2021年2月末日まで
事務局長 <新任>	亀垣 嘉明	ながの電気クラブ	2019年7月11日から 2021年2月末日まで
監事	青沼 えみ子	NPO法人ライフデザインセンター	2019年7月11日から 2021年2月末日まで

【第4号議案】

監査報告書

令和元年6月20日

ながの協働ねっと 監事  

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの会計年度における会計及び財産の監査を行い、次の通り報告致します。

決算書並びに財産について帳簿類と証拠書類を照合し詳細に監査したところ、いずれも適正であることを認める。

以上